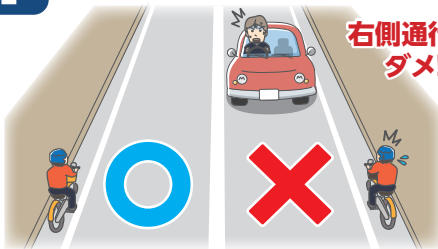




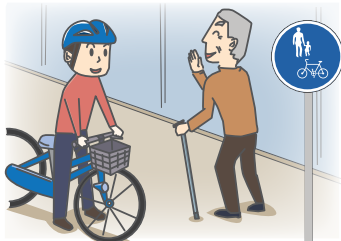
自転車はくるまのなかま!

覚えて守ろう! 自転車安全利用 五則

1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

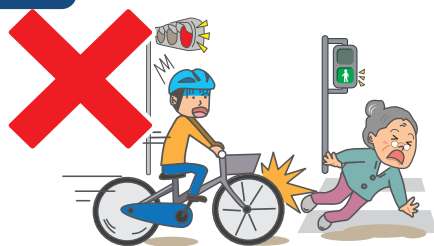


右側通行は
ダメ!



道路標識で認められている場合などは、例外として自転車で歩道を通行することができます。ただし、歩道は歩行者優先で車道寄りを徐行しなければいけません。

2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認



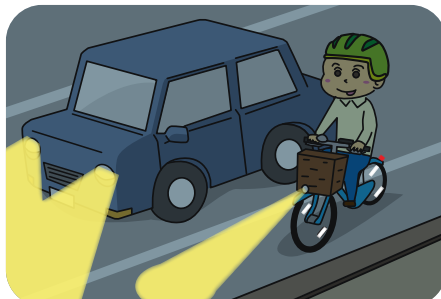
信号には従う義務があります。



交差点では、他の車両や歩行者に注意して、安全に進行しなければいけません。

3 夜間はライトを点灯

夜間、ライトを点灯しないと前方の安全確認が十分にできません。車や歩行者からも見えにくく、事故の原因にもなります。



4 飲酒運転は禁止



5 ヘルメットを着用

※令和4年4月27日公布の改正道路交通法において、ヘルメットの着用が努力義務化されました。

自転車事故の致命傷は頭部の損傷が大半を占めています。すべての人が、命を守るヘルメットを着用しましょう。



CHECK! 自転車指導啓発重点地区・路線

各警察署ごとに、自転車の通行量、交通事故の発生状況、住民の皆さんからの要望等を踏まえ、交通指導取締りや啓発活動を重点的に行う、自転車指導啓発重点地区・路線を選定しています。

あなたがお住まいの地域の重点地区・路線はコチラ

CHECK!



自転車交通ルール〇×テスト
(グーグルフォーム)



兵庫県警察

